

地域包括支援センターだより



誰もが住み慣れた地域で安心して過ごしていくために

～高齢者虐待の防止に向けて～

「高齢者虐待」は、どこの家でも起こりうる身近な問題です。

「ちょっと変だな」の時点での声かけ・相談が早期発見・早期支援につながります。

こんなことはありませんか

高齢者で

- ・「怖いから家にいたくない」「自由に使えるお金がない」と訴えている
- ・外出する姿を見なくなる
- ・汚れたままの衣類を着ている
- ・身体から異臭がする

ご近所で

- ・介護の辛さを訴えている
- ・近所付き合いが少なく、訪問しても高齢者に会えない、嫌がられる
- ・悲鳴や家族の怒鳴り声、物が投げられる音が家から聞こえてくる

「地域の力」が大きな支えに

「私がやらなくては」と頑張る人ほど介護の負担を一人で抱え込み、介護疲れから心ならずも虐待してしまうケースは少なくありません。周囲の人が高齢者の生活・介護などに関心を寄せて、介護者へちょっとした声かけをすることや変化に気づくことが、介護者にとって大きな支えになります。



- 問い合わせ 介護高齢課高齢者支援室 ☎53-2111 (内線3431)
または各支所地域振興課地域福祉室

人権啓発シリーズ ⑭

～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～



～理解し合うことが大切です～

外国籍住民の人権

市内には、平成30年4月1日現在で21か国、289人の外国籍の人が居住しています。外国籍住民も地域の一員として生活しているにもかかわらず、外国籍住民であるという理由だけで差別や不利益を受けることがあってはなりません。

言葉や生活習慣、文化や宗教などの違いから誤解が生まれ、さまざまな人権問題となって現れる可能性があります。これらは、相互理解が不十分であることを起因とした問題でもあり、相互に理解を深め、人権を尊重し、共生していく社会を築いていくことが重要となっています。



がいこくごじんけんそうだん だいやる (なびだいやる)
外国語人権相談ダイヤル (ナビダイヤル)



0570-090911

へいじつ (ねんまつねんし のぞ)
平日 (年未年始を除く) 9:00 ~ 17:00

- 問い合わせ 市民課生活人権室 ☎53-2111 (内線2231)